

被告人国選弁護報告書 1 【第一審（即決事件及び裁判員裁判事件を除く）】（書式4-4①2024. 4月版）

弁護士 一般 スタッフ（登録番号 ） 提出日

被告人	被告人名		裁判所	☐ 地方 ☐ 簡易裁判所	支部
	事件番号	年()第 号	選任日		
	調整	☐ 被疑者国選段階から担当		起訴日	
	罪名(罰条)				
特別法犯については罰条を記載					
事件の種類	☐ 単独 ☐ 法定合議(☐ 重大合議(算定基準 § 11③)) ☐ 裁定合議				
追起訴・訴因変更 (追起訴状等があれば添付)	①	☐ 追起訴 ☐ 訴因変更	年() 第 号	罪名(罰条)	
	②	☐ 追起訴 ☐ 訴因変更	年() 第 号	罪名(罰条)	
判決日・判決主文	判決日: (☐ 判決日について弁護人は不出頭)				
	☐ 懲役 年 月 ☐ 禁錮 年 月 ☐ 罰金 万円 ☐ その他() ☐ 全部執行猶予 年 ☐ 一部執行猶予 上記懲役のうち()年()月について()年間執行猶予				
訴訟費用負担の別	☐ 費用負担あり (費用負担の裁判があった場合はチェック。チェックがない場合は、負担なしとみなす。)				
公判出頭日	立会時間 ※ (時間は「14:30」の形で記載)		公判内容 (該当するものにチェック)		
1	～		実質審理(☐ あり/ ☐ なし) ☐ 被告人は不出頭		
	①開廷予定	～ ②休廷()分	☐ 判決宣告のみ ☐ 弁論再開後に判決宣告		
2	～		実質審理(☐ あり/ ☐ なし) ☐ 被告人は不出頭		
	①開廷予定	～ ②休廷()分	☐ 判決宣告のみ ☐ 弁論再開後に判決宣告		
3	～		実質審理(☐ あり/ ☐ なし) ☐ 被告人は不出頭		
	①開廷予定	～ ②休廷()分	☐ 判決宣告のみ ☐ 弁論再開後に判決宣告		
4	～		実質審理(☐ あり/ ☐ なし) ☐ 被告人は不出頭		
	①開廷予定	～ ②休廷()分	☐ 判決宣告のみ ☐ 弁論再開後に判決宣告		
5	～		実質審理(☐ あり/ ☐ なし) ☐ 被告人は不出頭		
	①開廷予定	～ ②休廷()分	☐ 判決宣告のみ ☐ 弁論再開後に判決宣告		
※①弁護人の責めに帰すべき事由によらず開廷が遅れ、かつ、法廷内等で待機していた場合には当初の開廷予定時刻を記載してください。 ※②休廷があり、休廷時間中に在廷の必要のない場合はその時間を記載してください。					
整理手続	☐ 公判前整理手続 (出頭日: , ,)				
	☐ 期日間整理手続 (整理手続に付された日:)(出頭日: ,)				
進行協議 (裁判官・検察官 同席の打合せ)	☐ 第1回公判前の打合せ(刑訴規則178-16の打合せ) (出頭日: , ,)				
	☐ 第1回公判前の打合せ以外の進行協議 (出頭日: , , , ,)				
その他の 手続期日	☐ 刑訴法226条・227条の証人尋問期日				左記期日の出頭日 ()
	☐ 証拠保全期日(☐ 証人尋問 / ☐ それ以外の証拠調べ[])				
	☐ 勾留理由開示期日				
その他	☐ 事件記録の閲覧及び謄写をすることなく、第1回公判期日に立ち会った。				
	☐ 第1回公判期日の前日までに、被告人と接見、電話交通及び打合せを行わなかった。 (☐ ただし、接見等の申入れを行った)				
判決以外の事由 による終了	☐ 有 ・解任など、判決宣告以外の事由により終了した場合は、「被告人国選弁護報告書2」へ記載。				
特別成果や各種費用請求は「被告人国選弁護報告書2」または各種請求書に記載してください。					

・ご記入いただきました個人情報、日本司法支援センターにおいて管理し、日本司法支援センターにおける国選弁護関連業務に使用する他、総合法律支援法・同施行規則及び契約約款に基づき、日弁連、所属弁護士会、関係機関等に情報を提供することがあります。
また、被疑者・被告人から請求があった場合、同様に情報提供する場合があります。
・報告書提出期間(請求可能日から土日祝日・12/29～1/3を除く14日)を確認し、提出期限に遅れないよう御留意ください。
提出が遅れた場合は、報酬等をお支払いできなくなることがあります。

弁護士 一般 スタッフ（登録番号 ） 提出日

事件番号： 年（ ）第 号 被告人名：

重大案件	☐ 重大案件（故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪で死亡被害者2名以上+整理手続に付された事件に選任）
特別案件	☐ 特別案件（刑訴法第38条の3第1項第5号の規定に基づいて国選弁護人が解任された事件に選任）
合意制度	☐ 官との間で合意制度について協議を行った。／ ☐ 検察官との間で左記協議について合意が成立した。（疎明資料添付）
無罪等	詳細は別紙「特別成果加算(無罪等)請求書」に記載
示談等	詳細は別紙「特別成果加算(示談等)請求書」に記載
身柄釈放	国選弁護人の活動として、次の申立て・請求を行い、認められ、被告人が釈放された。 （「裁判書謄本の写し」添付） 以下、該当するものにチェックし、請求日、釈放日を記載。 ☐ 勾留決定に対する準抗告又は抗告の申立てを行い、勾留決定が取消された。 ☐ 勾留取消しの申立てを行い、勾留が取消された。 ☐ 保釈請求を行い、保釈許可決定を受けた。 請求・申立日： / 釈放日： 釈放日の記載漏れにご注意ください(釈放は特別成果加算の要件です。)

遠距離接見等・出張	詳細は別紙「旅費等請求書」に記載
謄写費用	詳細は別紙「謄写料請求書」に記載
通訳人費用	詳細は別紙「通訳料請求書」に記載
訴訟準備費用	詳細は別紙「訴訟・審判準備費用請求書」に記載

判決宣告以外 による終了	右の項目の該当する終了事由にチェック。 終了日：（ ）	☐ 解任 解任理由：刑訴法第38条の3第1項第（ ）号 ☐ 法5条・8条併合に伴う解任→移送後の引き続き受任： ☐ あり ☐ なし ☐ 略式命令に対する正式裁判請求の取下げ ☐ 公訴棄却
	上記の場合の終了時期及び活動	☐ 第1回実質公判期日後 ・報告書1の該当欄も記載。 追起訴がある場合 … 追起訴日（ ） ☐ 追起訴分についても、記録を十分に検討した。 第1回実質公判期日前 ☐ 選任後、実質公判期日なし(判決宣告期日のみ) ☐ 公判前整理手続に付す旨の決定(☐ あり ☐ なし) ・①から⑥に該当する活動があればチェック。 チェックがない場合、活動なしとみなす。 注) 1枚目から謄写料の請求可。 ☐ ①被告人との接見、電話交通又は打合せを行った。 ☐ ②記録の閲覧又は謄写を行った。 ☐ ③記録の閲覧又は謄写を行った上、記録を十分検討した。 ☐ ④被告人との接見、電話交通又は打合せを行い、かつ記録の閲覧又は謄写を行った。 ☐ ⑤被告人との接見、電話交通又は打合せを行い、かつ記録の閲覧又は謄写を行った上、記録を十分検討した。 ☐ ⑥被告人との接見、電話交通又は打合せを行い、かつ記録の閲覧又は謄写を行った上、記録を十分検討し、裁判所に意見書その他これに準ずる書面の提出をした。 ・③⑤⑥にチェックした場合 ☐ 追起訴分についても、記録を十分に検討した。 ・①④⑤⑥にチェックした場合、次に該当するときはチェック。 ☐ 実際には接見又は打合せをせず、これらの申入れ、又は、裁判所への意見書等の提出にとどまる。

・ご記入いただきました個人情報、日本司法支援センターにおいて管理し、日本司法支援センターにおける国選弁護関連業務に使用する他、総合法律支援法・同施行規則及び契約約款に基づき、日弁連、所属弁護士会、関係機関等に情報を提供することがあります。
また、被疑者・被告人から請求があった場合、同様に情報提供する場合があります。

被告人国選弁護報告書 継続用紙(No.) (書式4-4④ 2024.4月版)

弁護士 (登録番号)

事件番号: 年()第 号 被告人名:

出頭日		立会時間 ※ (時間は「14:30」の形で記載)	公判内容(該当するものにチェック)
6		～	実質審理(☐ あり/ ☐ なし) ☐ 被告人は不出頭
		①開廷予定 ～ ②休廷()分	☐ 判決宣告のみ ☐ 弁論再開後に判決宣告
7		～	実質審理(☐ あり/ ☐ なし) ☐ 被告人は不出頭
		①開廷予定 ～ ②休廷()分	☐ 判決宣告のみ ☐ 弁論再開後に判決宣告
8		～	実質審理(☐ あり/ ☐ なし) ☐ 被告人は不出頭
		①開廷予定 ～ ②休廷()分	☐ 判決宣告のみ ☐ 弁論再開後に判決宣告
9		～	実質審理(☐ あり/ ☐ なし) ☐ 被告人は不出頭
		①開廷予定 ～ ②休廷()分	☐ 判決宣告のみ ☐ 弁論再開後に判決宣告
10		～	実質審理(☐ あり/ ☐ なし) ☐ 被告人は不出頭
		①開廷予定 ～ ②休廷()分	☐ 判決宣告のみ ☐ 弁論再開後に判決宣告
11		～	実質審理(☐ あり/ ☐ なし) ☐ 被告人は不出頭
		①開廷予定 ～ ②休廷()分	☐ 判決宣告のみ ☐ 弁論再開後に判決宣告
12		～	実質審理(☐ あり/ ☐ なし) ☐ 被告人は不出頭
		①開廷予定 ～ ②休廷()分	☐ 判決宣告のみ ☐ 弁論再開後に判決宣告
13		～	実質審理(☐ あり/ ☐ なし) ☐ 被告人は不出頭
		①開廷予定 ～ ②休廷()分	☐ 判決宣告のみ ☐ 弁論再開後に判決宣告
14		～	実質審理(☐ あり/ ☐ なし) ☐ 被告人は不出頭
		①開廷予定 ～ ②休廷()分	☐ 判決宣告のみ ☐ 弁論再開後に判決宣告
15		～	実質審理(☐ あり/ ☐ なし) ☐ 被告人は不出頭
		①開廷予定 ～ ②休廷()分	☐ 判決宣告のみ ☐ 弁論再開後に判決宣告
16		～	実質審理(☐ あり/ ☐ なし) ☐ 被告人は不出頭
		①開廷予定 : ～ ②休廷()分	☐ 判決宣告のみ ☐ 弁論再開後に判決宣告
17		: ～ :	実質審理(☐ あり/ ☐ なし) ☐ 被告人は不出頭
		①開廷予定 : ～ ②休廷()分	☐ 判決宣告のみ ☐ 弁論再開後に判決宣告

※①弁護人の責めに帰すべき事由によらず開廷が遅れ、かつ、法廷内等で待機していた場合には当初の開廷予定時刻を記載してください。
※②休廷があり、休廷時間中に在廷の必要のない場合はその時間を記載してください。

進行協議等(公判に関連するもので、裁判官・検察官同席の打合せに限る。)

出頭日:	、	、	、	、	、
	、	、	、	、	、